

4



定年退職前後の手続きの流れ

雇用保険

退職して就職先を探す場合 → 雇用保険の失業給付を受ける

▶ 定年退職前	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の住所地を管轄するハローワークの場所を確認 ● 退職前6ヶ月の給与明細を保管。失業給付金の試算に役立つ ● 雇用保険被保険者証を会社で確認しておく(会社保管の場合)
▶ 定年退職したとき	雇用保険被保険者証を受け取る(会社保管の場合)
▶ 定年退職後	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">会社から離職票が送られてくるので確認する</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 失業給付を受給する場合 → ハローワークで求職申し込みをする <div style="background-color: #f5f5f5; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>〈主な必要な書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 離職票1、2 <input type="checkbox"/> 正面上半身の写真2枚 <input type="checkbox"/> 認印 <input type="checkbox"/> 本人名義の預貯金通帳 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、 マイナンバーの記載のある住民票等 <input type="checkbox"/> 身元(実在)確認書類 <ul style="list-style-type: none"> (1) 運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード 官公署が発行した身分証明書・資格証明書(写真付き)など (2) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳など <p>※(1)のうちいずれか1種類。(1)の書類をお持ちでない方は、 (2)のうち異なる2種類(コピー不可)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 求職活動を始める <ul style="list-style-type: none"> ・ 失業認定日ごとにハローワークへ行き失業認定を受ける ● 基本手当受給期間終了 または 再就職の日まで <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本手当が振り込まれる ● 65歳を過ぎて失業給付を受ける <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本手当ではなく、高年齢求職者給付金を受ける

当コンテンツに掲載されている情報は、セカンドライフにかかわる一般的な社会保険等の情報です。記載以外のケースや適用要件等がある場合もあります。また、2017年7月末日現在の情報を基に記載していますので、今後確定する法令等において内容が変更となる場合もあります。個別の事案につきましては、年金事務所・ハローワークや社会保険労務士等の専門家にご確認ください。

公的医療保険

▶ 定年退職前

退職後の医療保険の選択

- 協会けんぽ・健康保険組合 → 任意継続被保険者または特例退職被保険者になるか
- 国民健康保険に加入するか

▶ 定年退職したとき

健康保険証を勤務先に返却

- 健康保険被保険者資格喪失証明書を会社から受け取る

▶ 定年退職後

任意継続被保険者の場合

→ 退職の翌日から20日以内に協会けんぽまたは健康保険組合で加入手続き

- 〈主な必要な書類〉
- 健康保険任意継続被保険者資格取得申出書
 - 被扶養者届(被扶養者がいる場合)
 - 印鑑

※特例退職被保険者については各組合におたずねください。

国民健康保険の場合

→ 退職の翌日から14日以内に市区町村役場で加入手続き

- 〈主な必要な書類〉
- 国民健康保険被保険者資格取得届
 - 健康保険被保険者資格喪失証明書
 - 印鑑

家族の被扶養者になる場合

→ 被扶養者になった日から5日以内

- 〈主な必要な書類〉
- 被扶養者届
 - 印鑑

任意継続の期間終了後(最長2年<原則>)

国民健康保険の場合

→ 市区町村役場で加入手続き

65歳以降

→ 介護保険の第1号被保険者になる(手続きは不要)

75歳以降

→ 後期高齢者医療制度に加入(手続きは不要)

※このほか、本人確認書類(マイナンバー)が必要になります。各健康保険組合等により取扱いが異なっておりますので、詳細は各健康保険組合等にお問い合わせください。

年金

▶ 定年退職前

年金の種類と額を確認する

- ねんきん定期便
- ねんきんネット
- 年金事務所
- 年金手帳 などの確認

59歳のとき

➔ ねんきん定期便の封筒が自宅に届くので内容をよく確認しておくこと

▶ 定年退職したとき

勤務先から年金手帳を受け取る(勤務先が保管している場合)

▶ 定年退職後

配偶者が60歳未満のとき

- 市区町村役場で配偶者の国民年金の種別変更手続きを行う
(第3号被保険者から第1号被保険者になる)

年金受給年齢になったとき

- 年金事務所などで年金請求手続きを行う
- 国民年金のみであれば市区町村役場でもよい

企業年金に加入している場合

- 企業年金の請求手続きを行う(退職前に勤務先に確認しておくことよい)

年金の支給開始

➔ 偶数月に2ヶ月分の年金が振り込まれる

毎年8月ごろ

公的年金受給者の扶養親族等申告書が送られてくる ➔ すみやかに日本年金機構に送る

毎年の誕生日

現況届が送られてくる ➔ 日本年金機構に送る
(住民票コードが日本年金機構に登録されている場合は送られてこない)

65歳の誕生日

老齢厚生年金+老齢基礎年金の切り替え
➔ 誕生日の末日までに日本年金機構に切り替え書類を送る

退職金・税金

▶ 定年退職前

- 会社の退職金制度を調べておく
- 資産のたな卸しをする

▶ 定年退職したとき

- 退職金を受け取る
- 退職所得の源泉徴収票を受け取る

▶ 定年退職後

- 未納分の住民税を精算する

退職の翌年1月ごろ

- 元の勤務先から給与所得の源泉徴収票が送られてくる
→ 確定申告をする場合に必要になる

確定申告をする

- 〈確定申告が必要な人の例〉
- 年金以外に年20万円を超える所得がある
 - 多額の医療費を支払った
 - 特定の団体等に寄付をした など

- 翌年の2月16日～3月15日(土日の関係で変わることあり)に確定申告する
* 還付申告は年初から受付